令和５年３月３１日

中小企業等経営強化法による先端設備等に係る固定資産税の特例制度の新設について

先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例について、現行の特例制度は令和４年度末で廃止されますが、令和５年度の地方税法等の一部改正の施行に伴い、新たな特例制度が令和５年度から令和６年度までの２年間（令和５年４月１日から令和７年３月３１日）措置されます。

なお、新たな特例制度では中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しするため、先端設備等導入計画で賃上げ表明を行い、市町村の認定を受けた同計画に基づき、年平均５％以上の投資利益率が見込まれる投資計画の対象となる機械装置等を導入した場合、より有利な特例率・減免期間が適用されます。

１. 特例率及び減免期間

特例率について、現行制度では１／２からゼロの間で市町村が条例で定めることとされており、国立市では国立市賦課徴収条例において特例率ゼロと定めていましたが、新制度では原則として全国一律１／２となり、**国立市でも特例率１／２**となります。なお、**減免期間**については現行制度から変わりなく**３年間**となります。

さらに、新制度においては**賃上げに関する要件が追加**され、**賃上げ表明**を行うことにより、**より有利な特例率（２／３軽減）・減免期間（最大５年間）が適用**されることになります。賃上げ表明を行わない場合は減免期間３年間、特例率１／２になります。

賃上げの表明	設備の取得時期	特例率	減免期間
無し	令和５年４月１日～ 令和７年３月３１日	１／２（１／２軽減）	３年間
有り	令和５年４月１日～ 令和６年３月３１日	１／３（２／３軽減）	５年間
	令和６年４月１日～ 令和７年３月３１日	１／３（２／３軽減）	４年間

２. 対象設備

対象設備は、【機械装置】、【工具】、【器具備品】及び【建物附属設備（※）】です。なお、現行制度で対象だった【構築物】及び【事業用家屋】は対象外となります。

※ 償却資産として課税されるものに限る。

３. 設備の要件

投資利益率が年率５％以上の投資計画に記載された設備

【参考】現行制度は工業会証明書で証明している以下（ア）及び（イ）の２要件であった。

（ア）生産性に関する指標が旧モデル比で年平均１％以上向上

（イ）販売開始時期の要件

（裏面あり）

・主な改正点

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>現行</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td rowspan="3">特例率・期間</td><td></td><td>３年間、特例率ゼロ（市条例）</td><td>３年間、特例率は１／２</td></tr>
<tr><td rowspan="2">賃上げの表明有り</td><td rowspan="2"></td><td>令和６年３月３１日までに取得した設備→特例率１／３、５年間</td></tr>
<tr><td>令和６年４月１日～令和７年３月３１日の間に取得した設備→特例率１／３、４年間</td></tr>
<tr><td colspan="2">設備の要件</td><td>以下（ア）及び（イ）を満たす設備
（ア）生産性に関する指標が旧モデル比で年平均１％以上向上
（イ）販売開始時期の要件</td><td>年平均の投資利益率が５％以上となることが見込まれる投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象設備</td><td>１．機械装置
２．工具
３．器具備品
４．建物附属設備（※）
５．構築物
６．事業用家屋</td><td>１．機械装置
２．工具
３．器具備品
４．建物附属設備（※）

→５．構築物、６．事業用家屋を除外</td></tr>
</table>

※ 償却資産として課税されるものに限る。

４．提出書類

○中小事業者等が申告する場合

① 固定資産税・都市計画税の課税標準の特例に係る届出書
② 先端設備等導入計画に係る認定書（写し）
③ 先端設備等導入計画に係る申請書（写し）
④ 工業会等による生産性向上に係る要件を満たすことの証明書

○リース会社が申告する場合

上記４点に加えて

⑤ リース契約書（写し）
⑥ 公益財団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書（写し）

５．提出期限

資産を取得した翌年１月３１日までに「**償却資産申告書**」と合わせて提出してください。

６．提出先・お問い合わせ先

国立市 政策経営部 課税課 固定資産税係（市役所１階１４番窓口）
℡０４２－５７６－２１１１（内線１０１）

※中小企業等経営強化法や先端設備導入計画、計画の申請及び認定等に関することについては、まちの振興課商工観光係（℡０４２－５７６－２１１１（内線３４７・３４８））までお問い合わせください。